

外郭団体の役員報酬等に関する都道府県等調査結果 (R4. 9)

●調査対象：47 都道府県及び大阪市 (回答：41 団体)

1. 役員の報酬について

(1) 報酬基準の有無 (回答：41 団体)

都道府県が OB 役員の報酬基準を設けて、団体に対し指導・要請しているか。

- ①報酬の基準を定め、指導要請を行っている。(大阪府) 【14 団体】
- ②報酬の基準は定めていないが、何らかの指導・要請を行っている。
・再任用職員の給与年額を情報提供し、同程度の額とするよう要請。
・県給与の取扱との均衡を図り、効率的な事業運営を行うよう指導。【3 団体】
- ③報酬基準及び指導要請も行っていない 【12 団体】
- ④その他 【13 団体】
・報酬額は団体の判断に委ねているが、県の再任用職員となった場合の給与額を情報提供。

(2) 報酬基準の考え方 (回答：17 団体)

報酬の基準等を定めている団体 (※何らかの指導等を行っている団体を含む) では、どのような考え方の基準としているか。

- ①役職 (理事長、常務理事、監事等) 及び団体ごとに区分し、基準を設定。
(大阪府) 【1 団体】
- ②団体規模及び役職ごとに区分し、基準を設定。 【1 団体】
- ③団体規模で区分し、基準を設定。 【1 団体】
- ④役職ごとに区分し、基準を設定。 【7 団体】
- ⑤退職時の職階・給与で設定。 【3 団体】
- ⑥その他 【4 団体】
・役職、団体規模、退職時の職階別に設定

(3) 報酬額設定の考え方 (回答：14 団体)

- 再任用職員の給与水準とのバランスを考慮して設定。(8 団体)
- その他 (6 団体)
・団体規模、役職及び県退職時の職階で基準を設定。
・近県の報酬水準との均衡を踏まえ、設定。
・3 年を目途に課題の解決状況や変化の有無などを点検・評価。(大阪府)

(4) 報酬基準額の最高年額 (回答：14 団体)

金額	R1.9 調査	R4.9 調査	
1,000 万円以上	3 団体	3 団体	(大阪府)
800 万円台	3 団体	3 団体	
700 万円台	2 団体	2 団体	
700 万円未満	4 団体	6 団体	

(5) OB 以外への報酬基準の適用 (回答：15 団体)

- ①適用している。【2 団体】
- ②条件によっては適用している【2 団体】
・役員が公募 (OB を公募対象に含む) により選定された場合には、当該役員が OB 以外であっても報酬基準を適用している。(大阪府)
・県行政と特に密接な関連を有する事業を実施する法人を指定法人とし、県退職者以外の役員にも適用するよう求めている。
- ③適用していない。【7 団体】
- ④その他【4 団体】
・各団体に任せている。

(6) 役員業績評価制度の有無 (回答：17 団体)

- ①導入している。 【2 団体】(大阪府)
・府と法人で調整の上、経営目標を設定し、その達成状況に基づき、翌年度の役員報酬に反映 (常勤役員 +5%~ -5%) (大阪府)
- ②導入していない。 【8 団体】
- ③その他 (把握していないなど) 【7 団体】

(7) OB 役員の都道府県退職時の職階 (回答：41 団体)

- ①部長級退職者以上 【6 団体】
- ②次長級退職者以上 【25 団体】(大阪府)
- ③課長級退職者以上 【7 団体】
- ④その他 (不明など) 【2 団体】

2 役員就任・報酬水準設定に係る第三者機関等の設置状況

(1) 報酬水準を決める際の第三者機関等への意見聴取 (回答：15 団体)

- ①行ったことがある。 【2 団体】(大阪府)
- ②行ったことはない。 【11 団体】
- ③その他 【2 団体】
・議会 (出資団体調査特別委員会) からの提言 (調査結果報告) を踏まえて見直しを実施。

3 OB 役員の退職手当

(1) 退職手当支給の有無 (回答：41 団体)

OB 役員の退職手当の取扱いについて

- ①支給しない。 【31 団体】
- ②支給している。 【0 団体】
- ③団体に任せている。 【10 団体】うち3 団体要請